

「電気通信番号計画の一部を変更する件等」に対する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和４年５月28日から同年６月27日まで

案 件 番 号：145209920

- 意見提出件数：９件（内訳：電気通信事業者３件、個人６件）

- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）
1	個人 A
2	個人 B
3	個人 C
4	個人 D
5	個人 E
6	Coltテクノロジーサービス株式会社
7	西日本電信電話株式会社
8	個人 F
9	東日本電信電話株式会社

「電気通信番号計画の一部を変更する件等」に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見 1 公表リスト掲載の懸念について	考え方 1	
電気通信番号使用計画の認定状況の公表等について賛同します。 ただ、公表リストに掲載されることは、一般から見れば優良な事業者である証のように見受けられると考えられます（実態としては順法状態を示すに過ぎないと考えます。）。そこで、状況によっては、掲載の中止等を行う措置も必要かと考えます。 【Coltテクノロジーサービス株式会社】	賛同意見として承ります。 なお、御指摘のような懸念も念頭に置きながら、運用方針を検討します。また、必要があれば、それを柔軟に見直します。	無
意見 2 基本的事項 5（１）「卸先事業者の認定の確認」について	考え方 2	
当社は特定卸役務の提供先である光コラボレーションモデル事業者に対し、電気通信事業者として電気通信事業法、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン等の電気通信事業に係る法令及びガイドラインの遵守を提供条件として規定しております。 また、卸先事業者向けに上記電気通信事業に係る法令及びガイドラインについてマニュアルを作成・提示し、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けることが必要な旨を説明しております。 加えて、今般の電気通信番号計画の一部変更を受け、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認については、貴省にて公表を検討されている「電気通信番号使用計画の認定の状況」と照合することで行う考えです。 【西日本電信電話株式会社】【東日本電信電話株式会社】	賛同意見として承ります。	無

意見3 基本的事項5（2）「卸先事業者の電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」について	考え方3	
当社は現状においても、既に卸電気通信役務の提供における契約書並びに卸先事業者向けのマニュアル（契約書に付随）に電気通信事業法にかかる法令及びガイドライン遵守についての規定をしております。 加えて、今回の電気通信番号計画の一部変更を受け、卸先事業者向けのマニュアルに当該計画における変更内容の遵守について明記し、丁寧な周知に努める考えです。 【西日本電信電話株式会社】【東日本電信電話株式会社】	賛同意見として承ります。	無
意見4 基本的事項5（3）「契約約款等における電気通信番号の使用に関する条件の遵守の要請」及び（4）「電気通信事業の用に供する場合の提供元事業者への申告」について	考え方4	
電気通信番号の使用に関する条件の遵守を利用者に求めることについては、電気通信事業法第25条の提供義務に留意しつつ、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会等において、事業者間での統一的な契約書面の規定整備に係る対応や、利用者の自らの電気通信事業の用に供することの申し出に係る実効性および真正性担保の方策等を議論する必要があると考えます。 【西日本電信電話株式会社】【東日本電信電話株式会社】	御指摘の事業者間での統一的な対応や制度運用の実効性向上策に関しては、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会において議論を進めていく予定です。	無
意見5 受付締切日時の設定について	考え方5	
受付締切日時の「27日0時0分」は「28日0時0分」の誤記ではないか？意見公募要領に意見提出期間は27日までと記載されているから。 【個人A】	御指摘ありがとうございました。e-Govの設定日時を修正しました。	無

意見 6 転送設定時の電話番号の確認について	考え方 6	
誤って私の電話番号が転送先に勝手に設定されていたことがあったので設定時に設定する番号へ確認する仕組みを設けて欲しい 【個人 B】	現状の電話ネットワークでは、着信した呼について、それが転送されたものであるか否かを着信側では必ずしも把握できないため、意図しない転送電話を着信側で拒否するようなことはできないことから、誤転送の防止については、設定側が対応する必要があります。 まずは転送設定時に設定者が適切に確認することが重要であると考え、総務省でも機会を捉えて注意喚起していきますが、御意見を踏まえ、技術動向も注視していきます。	無
意見 7 複数回の転送について	考え方 7	
電話をしたときに相手が着信転送を設定していて、何度も転送を繰り返した後に結局つながらないことがあったので複数回の転送は規制すべき 【個人 C】	現状の電話ネットワークでは、着信した呼について、それが転送されたものであるか否かを着信側では必ずしも把握できないため、複数回の転送を規制することは困難であると考えますが、御意見を踏まえ、技術動向も注視していきます。	無
意見 8 既存契約の見直しについて	考え方 8	
提供ルールということは既に締結している契約を見直すことを求められているのでしょうか 【個人 D】	既に締結している卸契約を直ちに見直すことを求めるものではありませんが、電気通信番号使用計画の認定を受けている電気通信事業者の公表等に基づき、卸先事業者が認定を受けているかどうかについては、速やかに確認する必要があります。 また、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについての合意については、制度の趣旨を踏まえると上記の確認に合わせて対応することが好ましいと考えますが、少なくとも契約の更新時には実施する必要があります。 さらに、こうした卸電気通信役務の提供状況については、毎年度報告を行う必要があります。 総務省では、その報告に基づき、電気通信事業者の対応を確認していく予定です。	無

意見 9 連絡会の公開について	考え方 9	
連絡会はなぜ公開していなかったのか？大事なことで次からは公開してほしいです 【個人 E】	電話番号・電話転送サービスに関する連絡会は、電話番号・電話転送サービス等に関する諸課題の改善や業界の健全な発展に向けて、行政、業界団体、電気通信事業者等の関係者が必要な情報共有を行うとともに、連携して不適正利用の防止に取り組むことを目的としております。議論において不適正利用の手法やその対策について取り扱う性質上、原則として、会議自体は非公開とし、差し支えない範囲で資料及び議事要旨を公開することとしています。	無
意見 10 本改正の方向性並びに電話転送サービスを提供する卸先事業者に対する番号指定事業者による番号使用の承認及びその取消しについて	考え方 10	
電気通信番号計画の一部を変更する件に関する改正案（以下「本改正案」といいます。）によりますと、卸電気通信役務の提供に関する契約を締結する場合において、 1 卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること、 2 同契約に関する書面において、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意すること、とされています。 また、契約約款等による契約の場合においても、 1 契約約款等において、提供先に電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう提供元が求めること、 2 提供先が自らの電気通信事業の用に供する旨及び電気通信番号使用計画の認定を受けている旨を提供元に申し出ること、とされています。 本改正案において、固定電話番号等を利用した電話転送役務の特殊詐欺等の犯罪への利用を防止するため、卸元事業者において卸先事業者を管理するという方向性につきましては、妥当なものと思料いたします。	賛同意見として承ります。	無

もっとも、本改正案において、電話通信番号計画「第3 利用者設備識別番号に関する事項」の「電気通信番号の使用に関する条件」のうち、電話転送役務に関する「第4」に関し、特段の改正はなされていません。

現行の電話通信番号計画によりますと、電話転送役務を提供する者については、最終利用者の確認や、電話転送役務に使用される固定電話番号に識別される固定端末系伝送路設備の一端が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点に設置されていることの確認等、形式的な確認に留まっております。

そのため、仮に、卸元事業者において、卸先事業者に関し、固定電話番号等を使用した電話転送役務を特殊詐欺等の犯罪へ利用していると疑うに足る情報に接していたとしても、電気通信番号使用計画の認定の確認や条件遵守の合意などの条件が満たされていれば、卸先事業者に対する役務の提供を拒否することはできず、固定電話番号等を利用した電話転送役務の特殊詐欺等の犯罪への利用の防止に関し、卸元事業者による卸先事業者の適切な管理は困難であると指摘せざるを得ません。

この点につきまして、2021年（令和3年）2月18日に日本弁護士連合会が公表した「電話転送役務の不正な利用を防止する法整備等を求める意見書」（以下「日弁連意見書」といいます。）において、

- 1 卸先事業者が固定電話番号を使用した電話転送役務を提供するに際しては、固定電話番号の使用につき、卸元事業者による承認を得なければならないこと
 - 2 卸元事業者は、卸先事業者にかかる事情を勘案して、固定電話番号を使用した電話転送役務が特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれがあると認める場合には、1の承認の拒否又は取消しができること
- を基礎とする法整備等を求めています。

卸元事業者は、総務省から電話番号の指定を受けた事業者として、固定電話番号等の回線を管理すべき立場にあるのみならず、固定電話番号利用停止制度の運用によって固定電話番号等を犯罪に利用した

御指摘のとおり、電気通信番号の指定を受けた卸元事業者は、電気通信番号を適切に管理する責任を負う立場にありますが、卸先事業者が固定電話番号等を使用した電話転送役務を提供するに際して、固定電話番号等の使用に関して卸元事業者による承認を得ることについては、卸元事業者による優越的地位の濫用を招くおそれがあるとも考えられるため、慎重に議論を積み重ねていく必要があると考えます。なお、この点について、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会においても議論したところ、電気通信事業者からは公正競争上の懸念が表明されています。

他方、固定電話番号等を使用した電話転送役務が特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれがあるかどうかについては、捜査機関ではない電気通信事業者では主体的に判断しがたいと考えられ、卸元事業者が卸先事業者に対する前述の承認の取消しを行うことは、困難であると考えます。

なお、御認識のとおり、総務省では、警察から特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の要請が電気通信事業者にあった場合について、警察からの要請に基づき、特殊詐欺に利用された固定電話番号等を利用停止するとともに、一定の基準を超えて利用停止要請の対象となった契約者に対しては、新たな電話番号の提供を一定期間拒否する電気通信事業者の対応について、関係事業者団体に通知しております。総務省では、引き続き実効性のある対応を図っていきます。

今般の電話番号・電話転送サービスの提供ルールについては、卸提供における遵守事項を定めることで、業界全体に電気通信番号制度を確実に浸透させることを目的としています。あくまでも最低限守られるべき基本的事項ではありますが、まずは、それを遵守する電気通信事業者を公表していくことで、不当な卸先事業者の淘汰につながっていくと考えます。

電気通信番号制度については、総務省として取り得る手段について今後も不断の見直しを行い、電気通信番号の適正な利用の確保に努めていきます。

最終利用者にかかる情報が集約される結果、当該最終利用者による電話転送役務の利用が犯罪利用目的であるか否かにつき、判断することが可能な立場にあります。

そのため、電話転送役務の不正な利用を防止する法整備を考える上でも、固定電話番号等を管理し、犯罪利用目的等の探知に人的資源を割く態勢を保持することができ、かつ、犯罪利用目的の有無を判断するために必要な情報も集約されている卸元事業者において、卸先事業者の管理につき、より主体的な役割を担っていただくことが可能であると思料いたします。

そこで、本改正案における卸元事業者において卸先事業者を管理するという方向性を踏まえつつ、固定電話番号等を利用した電話転送役務の特殊詐欺等の犯罪への利用を防止するべく、日弁連意見書 1 及び 2 に基づき、電話転送役務の提供における電気通信番号の使用に関する条件として、

- 1 卸先事業者が固定電話番号等を使用した電話転送役務を提供するに際しては、固定電話番号の使用につき、卸元事業者による承認を得ること
- 2 卸元事業者において、固定電話番号等を使用した電話転送役務が特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれがあると認める場合には、卸先事業者に対する 1 の承認の取消しができることを付加すべきと思料いたします。

【個人 F】